第 305 号

# 役　員　等　報　酬　規　程

1991. 11. 28　制　定
1994.　5. 31　改　正
2012.　1. 27　〃
2018.　3. 27　〃
2020.　3. 27　〃
2022.　3. 25　〃
2025.　1. 31　〃
2026.　3. 27　〃

第１条　本規程は、学校法人広島女学院（以下「本法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めたものである。

第２条　役員等の報酬は次による。

(1) 理事長報酬、院長報酬及び業務執行理事報酬は、月額 900,000 円以内とし、実状に応じて理事会において決定する。

(2) 寄附行為 8 条に掲げる理事の内、校長、法人事務局長の報酬は、管理者給与規程に基づき、理事会において決定する。

(3) 第 1 号、第 2 号を除く理事は、理事会が委任した職務に応じ、理事会の決定による報酬を受けることができる。

(4) 監事の報酬は、その業務の状況を勘案し理事長において決定し、理事会に報告する。

２　前項第１号及び第２号の理事を除く役員等が理事会、評議員会など会議に出席する場合又は監査を実施する場合には、１回あたり 20,000 円を支給する。なお、広島市内までの交通費は、実費を支給する。

３　前項のほか、役員等は本法人が依頼する旅行について、旅費規程に基づく実費弁償を受けることができる。

第３条　役員の退職金は次による。

(1) 前条第 1 項第 2 号に掲げる理事は、本法人職員退職金支給規程による。ただし、特別任用職員として採用した校長、法人事務局長は退職金を支給しない。

(2) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる理事は、退職金を支給しない。

第４条　第２条第 1 項の報酬の支給日及び支給に関して必要なことは、本法人給与規程に準じるものとする。

第５条　本法人は、この規程をもって、私立学校法第 137 条第 2 号に定める報

酬等の支給の基準として公表する。

第６条　本規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関し必要な事項は、理事会において審議し決定するものとする。

第７条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いたうえで、理事会の議決により行う。

２　報酬基準に変更がない場合も、毎会計年度、理事会にて 報酬基準の 内容を確認し、その旨と確認した日付を記載した書類を公表する。

附　則

本規程は、1994 年５月 31 日から施行する。

附　則

本規程は、第３条から第６条までを改正し 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

本規程は、全部改正し 2018 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

１　本規程は、第１条を改正、第２条の２を追加、第３条を改正、第３条の２及び第５条を追加し 2020 年４月 1 日から施行する。

２　役員退職金支給規程は廃止する。

附　則

本規程は、第２条を改正し 2022 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

本規程は、第 2 条 、第 3 条、第 5 条 を改正し、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

本規程は、第２条、第３条を改正し 2026 年 4 月 1 日から施行する。